

平成19年第1回教育委員会記録

平成19年1月10日（水）

杉並区教育委員会

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

議案審議

議案第1号 杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 5

報告事項

(1) 平成19年度杉並区立学校教育職員の配置方針・・・・・・・・・・ 6

(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・・・ 9

委員長 皆様方、あけましておめでとうございます。本年も、どうぞよろしく願いいたします。

ご承知のように、昨年、教育基本法改正案が国会で通りました。今後関係法とか、あるいは学習指導要領などの改訂等、作業に入ってくるものと思われます。また安倍首相は、政権の目玉として、教育の再生会議というものを創設いたしまして、早ければ今月末には第1次答申というものがなされるように承っているわけでございます。今後そういった動きというものを注視しながら、教育委員会活動というものが進められなければいけないというふうに思います。

本区におきましては、ご承知のように「杉並区教育ビジョン推進計画」というものを策定して、それに沿っていろいろな施策が進められているわけです。17、18、19年度の3カ年間を中心に第1次計画が進められているわけですが、17年度から始まり、19年度というのは最終年度に入ります。それから、次に移行する計画と申しますか、今後どういうふうに議論されるかわかりませんが、次の計画が必要であれば、19年度中に準備して、また計画を立てなければいけないということで、19年度というのは、相当いろいろな意味で、節目に当たるわけでございます。したがって、今後、委員会活動をするにいたしましても、皆様方のいろいろな発案とか、ご協力、ご支援等幅広く必要だというふうに思います。

本区の施策を見ていますと、地域の力と申しますか、それぞれのコミュニティ、あるいは地域、そういった方々の力をどういうふうに活用していくのかということに、多くの施策というものは関わってくるのではないかと考えます。だから、そういう力というものをどのようにやって読み、また引き出し、一緒にやっという、その辺が、その施策ができるかできないかということに関わってくるものと思います。その辺、慎重にお願いしたいなというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、開会の前に、先ほど話題になっていましたが、委員会における座席配置についてでございますが、教育長が事務局、説明委員側に移りまして、提案者として説明員と並び提案し、質疑応答及び審議に加わるスタイルに変更しまして、より議論を活性化したい旨のご提案が教育長からございましたので、ただいまお座りいただいている座席配置のように変更したいと思いますが、いかがでございでしょうか。

大藏委員 私は特に反対ということではありませんけれども、皆さんの顔が見えた方が、やはり何か言ったときに、顔の表情であまりおっしゃらないけれども、賛成とか反対とか、くだらないこと言っていると申すような顔が見える方が、私は事務局の方がいろいろなことの実務をやるわけですから、いいような気がしますけれどもね。さっき会議が始まる前のお話では、ちょっとやってみたらどうかということで、ちょっとやってみるにはそれでもいいですけども、私はそういう考えを持っています。皆さんの顔が見えた方が、それは本来、教育委員が協議すること、討

議することでしょうけれども、しかし事務局が具体的なことは全部やるわけですから、そのように思っています。

教育長 教育委員会の活性化ということもございまして、ぜひ事務局が座って説明をして、教育委員の了解を求めるというスタイルだけではなくて、ぜひ提案をした後に相互に意見を交換して、より深めていきたいということもありまして、こういう形を考えたわけです。

委員長 ほかの方は。

宮坂委員 特に皆さんがこれでよろしければ構わないですけれども、確かにスタイルとすれば委員で協議する、委員の間でこういうディスカッションするというのは、こういうスタイルがいいと思うのですが、従来ですとやはり向こうから意見が出て、よし、それをオーケーするとか決まったとか、こちらでもってイエス、ノーだけを言えばいいような雰囲気があったんですが、それを議論するという意味では、いいかなと思いますけれども。確かに皆さんの顔が見えた方がしゃべりやすい場合もあるし、こんなこと言うとちょっとまずいかなというので、途中で変更する場合も正直ありますので、何とも言えませんが、せっかくこういう提案がありましたので、しばらくこれでやってもいいかなとも思っております。特に拘泥いたしませんので、お任せします。

大藏委員 だから、活性化するかどうかは模様を見てみるというのはいいかもしれませんね。けれども、活性化しなかったら、また戻した方がいいのではないですか。それで、教育長を除けば、教育委員というのは基本的にパートタイマーですから、具体的な日常のことを知っているわけでもないし、いろいろな提案が事務局から出てくるのも、事務局の説明を聞かなければわからない。それから、説明を聞いても細部に渡ってはわからないということもあるわけですね。だから、委員同士でとにかく一遍説明を受けた後、活性化するための討議ができるかどうかについては疑問を持っていますが、ちょっと教育長のおっしゃるのようにやってみて、活性化しなかったら元のままだでもいいのではないかと思います。

教育長 わかりました。ぜひ活性化するようにお願いします。

大藏委員 活性化するといいですけどね。しかし、私には少なくともそんなにたくさん材料がないものですから、活性化するような意見ができるかどうか。

教育長 説明はここでいたしますので、必要な情報は提供できると思いますし、議論を深めていくためのいろいろなことについては、関わっていくことができるかと思っています。

委員長 説明者がここに来られるというスタイルになるわけですね。そういう意味では、今座られているところから説明者席に移り、説明されると。

大藏委員 国会みたいになるわけですね。国会は活性化しているんですかね。

教育長 国会は見習いたくないですね。

委員長 せっかくのご提案ですから、やってみましょうか。

大蔵委員 試みてですね。

委員長 では、とりあえずやってみようということですので、このように座席配置を変更させていただきたいというふうに思います。

それでは、ただいまから第1回教育委員会の定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いいたします。

次に、席次についてお諮りいたしますが、ただいまお座りいただいている席のままでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

委員長 では、ご意見、ご異議がございませんので、席次についてはこのとおり決定させていただきます。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が1件、報告が2件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第1号「杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第1号「杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

まず、改正の趣旨でございますけれども、この間、地域運営学校を進めてまいりまして、杉並区の学校運営協議会への区民の参加を促しまして、より開かれた運営を行うために協議会委員の構成を改めるものでございます。

それでは議案を2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

改正の内容でございますけれども、第3条の第1項、各号に定めます学校運営協議会の委員の構成について、第2号の校長推薦の委員を5名から4名に、また、第4号の公募委員を3名から4名に改めるものでございます。

この改正によりまして、学校運営協議会の構成は、校長推薦委員4名、公募委員4名、学識経験者3名、校長1名と。総数につきましては、これまでと同様でございます。

なお、同規則の改正につきましては、1月11日に交付しまして、平成19年4月1日から施行する予定でございます。

私の説明は以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大蔵委員 活性化するために意見を言います。校長の息のかかった人を減らして、公募を増やし

て、ここも活性化しようということですか。

庶務課長 端的に言えば、そういうことです。本来、地域運営学校の学校運営協議会というのは、地域の方が中心になって進める。ですから、究極といいますか、将来的には、例えば全員が公募でありますとか、もちろん学識経験者の方はある程度入れて、残りは全員公募というのが本来の姿であろうというふうには考えます。ただ、何分まだスタートしたばかりということもありまして、また一方で公募枠、仮に10名といったときに、本当にそれだけ人が充足できるかどうかというようなものはございますし、一つの過渡期という考え方もございまして、このような変更をするというものでございます。

大蔵委員 ただ、従来から校長が選ぶとしても、できるだけ広く地域の方の意見を反映するように努力はされているわけでしょう。

庶務課長 はい、そのとおりです。

宮坂委員 ちょっと確認になるんですけども、今ごろこんなことを聞くのは恥ずかしいのですが、公募をする条件というのは何かありましたですか。例えば地域、杉並区在住とか、その学校の一定の区域内とか、何かそういう条件というのはありましたでしょうか。

庶務課長 一定の条件がございます。区域等につきましては、近隣の区域です。近隣といいますか学校の所在地がございますね、その区内と。

宮坂委員 その近隣という表現ですが。

庶務課長 当該学校の学区域及び隣接学区域に住所を有する方という条件がございます。あとは年齢制限がございまして、成人の方ということで20歳以上と。

宮坂委員 年齢は20歳以上ですね。

庶務課長 20歳以上でございます。

委員長 よその地域も、同じように全体が12人で、それから構成率っていうかな、構成員は大体、今度提案されるような比率でやられているのですか。例えば世田谷とか、ほかに進んでいるところがありますよね。

庶務課長 他の地域あるいは他の都道府県は、それぞれの地域でそれぞれでございます。構成メンバーとか人数も、それぞれの地域ごとに多少差はあります。

委員長 ほかにございますでしょうか。

委員長 では、議案第1号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議がございませんようですので、議案第1号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

次に、日程第2、報告事項の聴取に入ります。

初めに、「平成19年度杉並区立学校教育職員の配置方針」の説明を、指導室長からお願いいたします。

指導室長 この3月で師範館の第1期生が卒業しますが、区費採用教員の配置についての方針をご説明申し上げます。

「平成19年度杉並区立学校教育職員の配置方針」。お手元の資料に基づいてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

杉並区立学校教育職員は、学校長の経営計画に基づき「区費採用教員配置計画申請書」を提出した学校のうち、以下の学校へ配置することとする。

1. 学校長の経営計画に基づき、区独自採用教員を活用して学校の経営課題に積極的に取り組む方針を計画している学校。
2. 地域運営学校または学校支援本部設置校。これは予定校も含めてということでございます。
3. 学校統合予定校。

なお、「区費採用教員配置計画申請書」を提出した学校は35校でございます。具体的な配置につきましては、今後この方針に基づきまして配置をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 ただいまのご説明にご質問、ご意見ありましたら、お願いいたします。

安本委員 積極的に取り組む方針というのは、具体的にはどういう方針を出していらっしゃるのでしょうか、その35校は。

指導室長 具体的に申し上げますと、学校や少人数指導をさらに充実していきたい。または、5、6年生で教科担任制を実施していきたい。中学校では教科担任制ですが、小学校の高学年でも教科担任制を取り入れていきたいと。またはティームティーチング、今は少なくなりましたが、またティームティーチング等を入れて、学力向上を図ってきたいというようなことで、積極的にということでございます。

安本委員 担任を当てるっていうことはない。

指導室長 多くの学校が、この区立学校教育職員を担任に当てていきたいというふうには考えているというふうに聞いています。

宮坂委員 原則、1校1名ですね。

指導室長 原則は、複数名というふうに考えていますが、1名も今のところあるかなというふうに考えております。

宮坂委員 1校に二人三人来るという可能性もあるわけですか。

指導室長 はい、あります。

大蔵委員 師範館を卒業して、杉並区に就職をしたいと希望する人は、全員採用する予定ですか。

指導室長 昨年の12月に、杉並区の教育職員になりたいという師範館の塾生に対し、面接試験を行いました。今までの研修またはその面接を踏まえて、合否を私どもで出しまして、合格した者については全員配置をしていきたいというふうに考えております。

大蔵委員 その合否というのと、塾の卒業というのとは関係がないのですか。

指導室長 基本的には合格を出す者は、卒塾の予定者ということで考えております。

大蔵委員 それで、否定をして合格しなかったということは、師範館の卒業生にはならないということですか。

師範館担当課長 師範館に関わることが少し出ているようですので。杉並師範館は、あくまで独立した教師養成塾として現在やっておりますので、卒塾の単位認定等があれば、卒塾はできるという形になります。それとは別個に、今、指導室長がお答え申し上げた採用選考、その面接をしておりますので、例えばケースによって、こういうケースはあってはいけないと思いますけれども、合格はしたと、ところが卒塾ができないとか、あるいはその逆のケース、不合格だけれども師範館のカリキュラム自体は優秀だったというようなケースも、基本的にはそういうケースはないというふうに思っておりますけれども、可能性としては、そういったケースも出てくるかと。

委員長 組織が別だから当然ですよ。

ほかにございますか。

3つの条件が出されているのだけれども、そのうちの1つが該当すればとか、複数に該当して2つ以上とか、2つ以上とか言い方がおかしいけれども、結果的には2つ以上にならないかと思うけれども。

指導室長 基本的にはどの学校も1には入ってございます。2、3につきましては、そういう学校については、優先的に考えていきたいということでございます。

大蔵委員 この3番目の統合予定校が入っているのはどうしてですか。

指導室長 これは、新しく統合した学校は新しい教育課程を作っていくということがございますので、それについては区の教員を配置して支援をしていきたいということでございます。

大蔵委員 今のところ、これは杉五小と若杉小のことですか。

指導室長 はい、そうです。

大蔵委員 統合すると、今のクラスより減りますよね、多分、両方の学校が持っているクラスよりは。多分そうですね。

指導室長 今の2つの学校の学級数を足した数と比べると、減りますが。

大藏委員 減りますね。

指導室長 はい。

大藏委員 すると、先生が配属される、東京都から配置される先生の数も減るわけですよね。

指導室長 そうですね。

大藏委員 クラスの数で決めますから。そういうことを配慮して先生を増やすということですか。

指導室長 そういう考え方も、含まれております。

委員長 ほかにございますか。

では、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

引き続きまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」のご説明を、社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 それでは、私の方から「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」をご説明申し上げます。まず、新規でございますけれども、共催が3件、後援が1件、計4件でございます。

2ページ目をお開きいただきたいと存じます。

こちらにつきましては共催が3件でございます。いずれも新規をご説明させていただきます。3件とも家庭学級でございます。まず1件目につきましては、団体名が「マザー・サポート・ネットワーク」、事業名でございますけれども、「自分を高めてイキイキ子育て術」というものでございます。2件目でございますが、「杉並第三小学校PTA」が「より良い子育ての環境作り」というものを実施するものでございます。3件目でございますが、「にほんご学習すぎなみの会」が行います「外国出身の母親と日本の母親の集い」ということで、いずれも家庭学級でございます。

3ページ目をお開きいただきたいと存じます。

庶務課扱いでございますが、こちらは後援の新規でございます。団体名「アフガニスタン山の学校支援の会」が実施します、「『アフガニスタン山の学校支援の会』現地報告会」でございます。以上4件が、共催と後援の新規使用承認でございます。

以上でございます。

委員長 わかりました。では、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

大藏委員 またつまらないことですが、今の3件目のアフガニスタンですが、開催期間が19年11月3日から19年11月3日となっておりますね。ほかのところはみんな19年1月27日とか1日限りのものは1日で書いてあるんですけど、どうしてこれは同じ日なのに期間が書いてあるのですか。

社会教育スポーツ課長 これは機械の都合上、同じ日で空きが出てしまうものですから、こうしているものでございまして、ちょっと書類上の作成の方で。本来1個でもいいものでございます。

大藏委員 本来1個でもいいではなくて1個なんですよね。それで、それ以外のものは期間のところですね、他のページは全部両側にバーが入っておりまして、間に波が入っていますね。ですから、これは間違いでしょう。大して重要なことではありませんけれども、違うのではないんですか。どっちでもいいということではないのではないですか。

社会教育スポーツ課長 ございません。それ1つでございます。

委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 ほかにございませんようでしたら、報告承ったことにいたします。ありがとうございます。

以上で報告事項の聴取を終わります。

予定されました日程はすべて終了いたしました。

ほかに、庶務課長、ございましたらお願いいたします。

庶務課長 次回の開催日程でございますけれども、1月24日、水曜日、午後2時から定例会を予定しております。よろしくお願いいたします。

委員長 では、以上をもちまして本日の会議を閉じます。

ありがとうございました。